

公的年金使用上の留意点

●公的年金の受給資格のあることが条件です●

公的年金の計算は、年金受給資格があることを前提に計算しています。

公的年金の受給資格は、①厚生年金20年，共済組合20年，厚生年金と共済組合の合計で20年以上の加入期間があること．②厚生年金で男子40歳，女子35歳，船員，坑内員35歳で15年以上の加入期間があること．③公的年金の合計が25年以上あることのいずれかに該当すれば取得できます。

(注) 昭和5年4月2日～昭和22年4月1日生まれの人の場合。それ以降に生まれた人は要件が違ってきます。

(下表参照)

受給資格があつてはじめて年金計算ができるわけですから、相談に当たっては、お客さまに年金受給資格があることを確認してください。

●計算結果はあくまで概算です●

年金額の計算は、あくまで概算であることをお客さまに告げてください。

特に厚生年金の場合、平均標準報酬月額が不明の場合が多く、その場合一般的な例として 370,000円をもとに計算できるようになっています。これは便宜的に行っているわけですから、その旨を伝えてください。

また、厚生年金の計算結果は従前額保障の計算式で計算したものです。

国民年金等については、奥さまの年金加入期間が不明な場合が多いと思います。この場合も便宜的に計算して結果を出しています。

年金受給に必要な加入年数

生年月日	必要な加入年数		
	①	②	③
	厚生年金 共済年金 の期間	中年以後 の厚生年 金の期間	国民年金 と合わせ た期間
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	20年	15年	21年
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	〃	〃	22年
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	〃	〃	23年
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	〃	〃	24年
昭和 5年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	25年
昭和22年4月2日～昭和27年4月1日	〃	16～20年	〃
昭和27年4月2日～昭和31年4月1日	21～24年	—	〃
昭和31年4月2日～	〃	—	〃

国民年金計算

- 例■ 昭和21年10月2日生まれの自営業者です。国民年金には昭和38年4月から60歳になるまで(38年6ヶ月)加入しました。保険料を免除された月はありません。

①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	F 5	
Menu No. (30~36) ?	30 ENTER	
誕生日 ? 000000	211002 ENTER	注
保険料納付期間 ? 0年 0ヶ月	38 ENTER 6 ENTER	
保険料全額免除期間?	ENTER ENTER	
保険料半額免除期間?	ENTER ENTER	
保険料3/4免除期間 ?	ENTER ENTER	
保険料1/4免除期間 ?	ENTER ENTER	
付加保険料納付期間?	ENTER ENTER	

②【計算結果】

65歳からの年金	757,000円		
繰上	60歳	529,900円	
上げ	61歳	575,300円	
支	62歳	620,700円	ENTER
給	63歳	666,200円	
	64歳	711,600円	
繰下	66歳	820,600円	
上げ	67歳	884,200円	
支	68歳	947,800円	ENTER
給	69歳	1,011,400円	
	70歳	1,074,900円	

注. 計算対象は、誕生日が昭和元年4月2日以降の人です。(厚生年金も同様)

部分年金・老齢厚生年金計算

■例■ 昭和26年4月2日生まれのAさんの平成15年3月までの被保険者期間は28年6ヶ月で平均報酬月額は37万円、平成15年4月以降の被保険者期間は1年6ヶ月で平均報酬額は50万円です。奥さんは28年4月2日生まれで平成15年3月までの被保険者期間は3年、平均報酬月額は36万円でした。

①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	F 5	
Menu No. (30~36) ?	31 ENTER	
夫の誕生日 ? 000000	260402 ENTER	
妻の誕生日 ? 000000	280402 ENTER	注 1
夫:平成15年3月までの被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	28 ENTER 6 ENTER	
平均報酬月額 ? 370,000円	ENTER	
夫:平成15年4月以後の被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	6 ENTER 6 ENTER	
平均報酬額 ? 370,000円	500000 ENTER	
◆◆国民年金◆◆ 保険料納付期間 ? 0年 0ヶ月	ENTER ENTER	
妻:平成15年3月までの被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	3 ENTER 0 ENTER	注 2
平均報酬月額 ? 370,000円	360000 ENTER	
妻:平成15年4月以後の被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	ENTER ENTER	

②【計算結果】

夫が60歳からの 部分年金 1,183,800円	ENTER	
夫が65歳からの <夫の年金> 1,872,000円 (内 基礎年金) 688,200円 <妻の年金> 157,000円	ENTER	()内は内訳 注 3

妻が65歳からの〈妻の年金〉 692,300円 (内 厚生年金) 98,000円 (内 基礎年金) 530,900円 (内 振替加算) 63,400円	ENTER	
妻が65歳からの 〈夫の年金〉 1,872,000円 〈妻の年金〉 692,300円 ※合計※ 2,564,300円	ENTER	
夫死亡後の〈妻の年金〉 1,541,100円 (内 基礎年金) 594,300円 (内 遺族厚生年金) 887,900円 (内 経過的寡婦加算額) 59,000円	ENTER	

注1. 妻がいないときは 0 ENTER

注2. 妻の加入期間が不明の場合は 0 ENTER 0 ENTER この場合妻の国民年金加入期間を昭和61年4月以後60歳になるまでとして計算します。

注3. 年金額の計算については、「従前額保障」の計算式で計算しています。

在職老齢年金計算

■例■ Aさんは、60歳で定年退職後再雇用されました。退職していればもらえる本来の年金月額が10万円ですが、60歳以後の賃金（総報酬月額）は20万円となります。

①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	F 5	メニュー呼出
Menu No. (30~36) ?	32 ENTER	メニュー選択
年金月額 ? 0.0万円	10 ENTER	注1
総報酬月額 ? 0万円	20 ENTER	注2

②【計算結果】 ③【入力処理】

在職年金額 90,000円 調整計算 YES or NO ?	YES	注3
60歳時の賃金月額（万円） ?	40 ENTER	注4

④【計算結果】

調整後在職年金 78,000円 60歳再雇用後の受取額 308,000円 調整計算 YES or NO ?		注5
---	--	----

注1. ここでいう年金月額とは、基本年金額（定額部分＋報酬比例部分）のことです。基本年金額には加給年金は含まれませんので注意してください。

なお、計算の結果、在職老齢年金額が求められれば加給年金は減額されずに支給されます。

注2. 60～64歳の人で在職している場合、本来もらえる特別支給の老齢厚生年金が給与（総報酬月額）の額によって一定の計算方法により減額（又は全額支給停止）されます。

注3. 雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給している間は、在職老齢年金の一部がカットされます。（平成15年5月1日以降年金の受給権が生じた人に対応しています）

注4. ボーナスを除いた賃金月額です。

高年齢雇用継続給付計算

■例■ Aさんは、60歳で定年退職後再雇用されました。60歳到達時の賃金月額は43万円でしたが、60歳以後の賃金月額は30万円となります。

①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	F 5	メニュー呼出
Menu No. (30~36) ?	33 ENTER	メニュー選択
60歳時の賃金月額 ? 0万円	43 ENTER	注 2, 3
支給対象月の賃金 ? 0万円	30 ENTER	

②【計算結果】

給付金（月額）	14,705円	注 4
---------	---------	-----

注 1. 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であって、被保険者期間が5年以上ある方が、60歳時点より賃金が75%未満に低下した場合「高年齢雇用継続給付」が支給されます。

注 2. ボーナスを除いた賃金月額。
平成23年8月以降の限度額は451,800円となります。

注 3. 支給限度額は毎年8月に改定になります。変更処理は54頁参照。

注 4. 給付額として算定された額が1,600円以下の場合、給付金は支給されません。